

(平成22年3月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成5年4月から6年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月から6年2月まで
申立期間の国民年金保険料については、毎月郵送されてくる納付書により、定期的にA金融機関の窓口で納付していた。未納となっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。

また、申立人が供述する申立期間の国民年金保険料の月額、当時の法定月額とほぼ一致している上、申立期間における国民年金保険料の納付方法及び納付頻度についての申立人の供述も、申立期間当時のB市区町村（現在は、C市区町村）年金事務担当者の供述と合致しており、申立内容に不自然な点は見受けられない。

さらに、C市区町村が保管する国民年金被保険者名簿によると、平成5年11月15日にB市区町村職員と社会保険事務所（当時）職員が申立人宅を訪問し、その際、申立人が「もう払わない。」と回答したことを示すメモ書きが確認できることから、この訪問時点で、申立人には国民年金保険料を納付していない期間があったことが推認できるが、申立人は、D事業所に勤務するまで、定期的にA金融機関の窓口で保険料を納付していたと強く主張しているところ、申立期間の保険料は、上記訪問後においても、申立人の主張のとおりA金融機関の窓口で納付することが可能である。

加えて、申立人は、上記訪問によっても、第1号被保険者から第3号被保険者に切り替える種別変更の手続を行っておらず、一定の収入があった可能性が伺えること、及び家計が同一である申立人の妻は、昭和47年11月以降、同一事業所に勤務し、一定の収入があったことからすると、申立期間についてのみ国民年金保険料の納付が困難であったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年1月及び同年2月まで

20歳に到達すると、母が国民年金の加入手続をしてきて、保険料は納め忘れが無いようにするために口座振替にして父親の預金口座から引き落としとなっていた。申立期間の納付については、平成12年1月に引越しをした時期であるが、母がA市区町村役場で転入届に合わせて国民年金の加入手続を行っており、口座引き落としになるまでの期間は納付書で保険料を納付してくれたはずである。どこかで行き違いになっていないか調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、同居していた申立人の母及び妹は、国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているほか、その母は任意加入期間も国民年金保険料を納付しており、申立人家族の納付意識の高かったことがうかがわれる。

さらに、通常、国民年金保険料の納付方法を口座振替とした場合、実際に振替が行われるまでには時間を要することから、その間の保険料については納付書が発行される。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母は、「国民年金保険料の納付書をもっていただければ、そのままにするようなことは決して無く、きちんと納付していた。」と供述している。

その上、B金融機関が保管する申立人の父親の預金取引明細表によると、平成12年4月19日、C金融機関D支店（当時）の窓口で、申立人の同年1月及び同年2月の国民年金保険料と同額（2万6,600円）が引き出されていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 59 年 3 月まで

A 市区町村から国民年金へ加入するようにとの連絡があり、その当時、家業も安定し、経済的余裕もあったことから、昭和 60 年 3 月初めごろ、国民年金の加入手続を行うため、妻と二人で A 市区町村に行った。

その際、窓口職員から、「過去 2 年間分の国民年金保険料は、さかのぼって納付することが可能である。」旨の説明と、当該期間の保険料合計額について説明を受け、当時手許にあった金額を考慮して、まず私のみがその場で加入手続を行い、妻はその数か月後に加入手続を行うこととした。

申立期間の納付書については、加入手続後すぐに B 社会保険事務所（当時）から受け取り、C 金融機関で納付しており、昭和 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の納付書は A 市区町村から受け取り、同年 3 月末ごろになって同じ C 金融機関に納付した。

保険料を納付した妻に上記各期間の納付金額を聞いたところ、昭和 60 年 3 月初めごろに納付した申立期間の保険料は合計 8 万円ぐらい、同月末ごろに納付した 59 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料は合計 7 万円ぐらいであったとのことである。

2 年間分の保険料はすべてさかのぼって納付しており、申立期間のみが未納となっているのはおかしいので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、15 か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、「昭和 60 年 3 月初めごろの加入手続後、すぐに B 社会保険事務所で申立期間の納付書を受け取り、C 金融機関で納付した。」と供述しているところ、D 事務所も、「当時、申立期間の納付書を発行することは可能であり、C 金融機関で保険料を納付することも可能であった。」と供述しており、申立内容に齟齬^{そご}は無い。

さらに、申立期間において申立人の国民年金保険料を納付した申立人の妻は、「申立期間の国民年金保険料は8万円くらいであった。」と供述しており、当時の保険料合計額8万5,620円とほぼ一致している。

加えて、オンライン記録によると、申立人の妻は、申立人と同様に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付していることが確認できるほか、申立人は、「昭和60年3月ごろ、私のみが国民年金の加入手続を行い、妻は数か月後に加入手続を行った。」と供述しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和60年3月19日に、その妻の番号は同年4月25日に払い出されていることが確認でき、申立内容にはその全体を通じて信ぴょう性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月22日から同年8月22日の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を同年7月22日に、資格喪失日に係る記録を同年8月22日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月13日から同年11月12日まで

昭和49年12月13日にA事業所に採用され、現在も引き続きB事業所に勤務しているが、A事業所に勤務した期間のうち、昭和50年4月13日から同年11月12日までの期間については、厚生年金保険に未加入となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管するA事業所の準職員期間証明書によると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月については9日間、同年8月については18日間、A事業所に臨時雇（準職員）として勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の前後の期間にA事業所において厚生年金保険に加入していることが確認できるところ、準職員期間証明書によると、申立期間の前後の厚生年金保険加入期間における雇用形態は臨時雇（準職員）であり、昭和50年7月及び同年8月における雇用形態と同一であることが確認できることから、申立人は、同年7月及び8月の勤務期間においても厚生年金保険の加入対象者であったことがうかがえる。

さらに、申立期間前後の厚生年金保険加入期間に係る資格喪失日及び資格取得日、準職員期間証明書に記載された昭和50年7月及び同年8月の労働日数、並びに当時の暦を基に考えると、申立人の勤務期間は、同年7月22日から同年8月21日までであると推認される。

加えて、申立期間当時、申立人と雇用形態が同じ臨時雇（準職員）であったとする同僚3人は、その供述した勤務期間とオンライン記録における厚生年金保険の加入期間が一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月22日から同年8月22日に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立期間当時、申立人と同じ雇用形態であった同僚の標準報酬月額が6万8,000円であることから、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を行っていないとしており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和50年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和50年4月13日から同年7月21日までの期間及び同年8月22日から同年11月11日までの期間については、準職員期間証明書及び、B事業所が保管する申立人の「勤務に関する記録」によると、申立人がA事業所に勤務していたことが確認できない上、これらの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）も無く、ほかにこれらの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間のうち、昭和50年4月13日から同年7月21日までの期間及び同年8月22日から同年11月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所B支部における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和22年8月20日、資格喪失日は同年12月31日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、900円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月28日から同年4月30日まで
② 昭和22年4月30日から同年12月31日まで

昭和22年2月28日にA事業所にC職として採用になり、申立期間①についてはA事業所D支部で、申立期間②についてはA事業所B支部で技術指導の仕事に携わっていた。

両申立期間については、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 両申立期間のうち昭和22年2月28日から同年10月10日までの期間について、E事業所が保管する人事記録により、申立人は、A事業所D支部、A事業所B支部に勤務し、同日にE事業所に任用され継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間②のうち、昭和22年8月20日から同年12月31日までの期間については、A事業所B支部に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名で生年月日の一部が相違し、基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和22年8月20日、資格喪失日は同年12月31日）が確認できる。

さらに、申立人を記憶する同僚から、「申立期間当時、申立事業所において申立人と同姓同名の者は勤務していなかった。」旨の供述を得ているところ、A事業所B支部に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿から、

基礎年金番号に統合されていない前述の厚生年金保険被保険者記録のほか、申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録に相違ないと判断できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和22年8月20日に被保険者資格を取得し、同年12月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA事業所B支部に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿の記録から、900円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①及び申立期間②のうち昭和22年4月30日から同年8月20日までの期間については、法人登記簿から、A事業所D支部及びA事業所B支部は既に解散していることが確認できる上、当該期間当時、両事業所にそれぞれ勤務していた職員から聴取しても、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等に係る関連資料及び供述を得ることができない。

また、A事業所D支部、A事業所B支部及びA事業所本部に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿によると、当該期間において申立人の氏名は無く、当該期間について健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、当該期間について、F共済組合（移管分）及びG共済組合に照会しても、申立人の共済年金の加入記録は確認できないとしている。

このほか、申立人が当該期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から41年8月1日まで

私は、昭和37年4月1日にA社に入社後、B職として4年間勤務し、41年4月から同年7月までの期間はC職として継続して勤務したが、37年5月16日から同年10月1日までの期間のみ厚生年金保険に加入し、その後の期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間当時、A社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間前に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者のほとんどが申立人と同日の昭和37年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できるところ、当時のA社の事務担当者は、同社が同年10月1日に、健康保険の種別を政府管掌健康保険からD国民健康保険組合に変更した際に、従業員の多くを厚生年金保険に加入させない同組合のE組合員として扱い、厚生年金保険被保険者の資格を喪失させたと供述している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認できる複数の同僚の一人は、昭和37年10月1日にD国民健康保険組合のE組合員になったことを記憶しており、病気で入院した際に厚生年金保険に加入させる同組合のF組合員に変更する旨の説明をA社から受け、これを契機に厚生年金保険に加入したと供述しているところ、当該同僚の給与明細書によると同日からD国民健康保険組合のF組合員に変更するまでの間は、厚生年金保険料が控

除されていないことが確認できる。また、当該同僚とは別の同僚は、婚姻の際に同組合のF組合員に変更する旨の説明を同社から受けており、これを契機に厚生年金保険に加入したこと及び当時独身者はほとんどE組合員で厚生年金保険に加入していなかったことを供述している。

さらに、A社の当時の事業主は死亡している上、同社は平成21年6月12日に事業を停止し、破産申請の手続について準備を行っていることから、破産管財人に文書照会を行ったものの、申立てに係る事実を確認できる関連資料等を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。